

設楽ダムだより

第3号 2003.3

編集・発行
国土交通省中部地方整備局
設楽ダム調査事務所

〒441-1341
新城市杉山字大東 57 番地
Tel&Fax 0536-23-4331
http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara

新たに 「建設段階」 へ移行

設楽ダム 「工事事務所」へ

豊川上流部に建設が計画されている設楽ダムは、平成15年度より「実施計画調査段階」から「建設段階」へ移行します。

これに伴い、事務所の名称が、設楽ダム調査事務所「から」設楽ダム工事事務所」に変わることとなりました。

名称が変わりましたが、当面の間は、これまでと同様に、環境アセスメントに向けての調査、ダムに係る計画の精度を高めるための調

査を引き続き実施してまいります。

また、新たに、用地調査（土地の一筆測量、物件調査）や生活再建対策に関する調査を本格的に進めてまいります。

皆様方には、引き続き、設楽ダム建設事業に対し、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

「協定書」の 読み替えを確認

設楽ダムが、実施計画調査段階「から」建設段階「へ移行することに伴

い、これまで設楽ダムに関する各種調査（実施計画調査）を実施するため設楽町と国土交通省（当時は「建設省」）で取り決めた「協定書」等の内容を読み替え、設楽ダムが建設段階へ移行した後も、引き続きダム計画に必要な各種調査を実施して行くことが、平成15年3月6日（木曜）に開催した行政連絡会で確認されました。確認した読み替え内容は裏面別掲の資料A、Bを参照して下さい。



トピックス



付け替え道路計画について協議する行政連絡会ワーキンググループ会議の様子
(2月13日 於：設楽町会議室)

「行政連絡会」とは、設楽町（町長）、愛知県（豊川水系対策監）、国土交通省 設楽ダム調査（工事）事務所長）の三者で構成され、主として設楽ダムに関する諸問題や設楽町の振興対策に関する連絡調整を行う目的で必要に応じて開催される会議です。

問題を事務レベルで協議調整し、ダム事業の円滑な推進を図るための活動を行っています。

ダムに関する諸々の事項は、原則として「ワーキンググループ」

「行政連絡会」で原案を調整した後、設楽町議会、設楽ダム対策協議会役員会（または同委員会）の順で報告・協議がなされ、最終的に調整、了解された内容が、各地区の一般地権者に報告される仕組みとなっています。

資料 A 設楽ダム建設事業に係る現地立ち入り調査に関する協定書

設楽ダム建設事業に係る現地立ち入り調査（以下「調査」という。）に関する基本事項について、愛知県北設楽郡設楽町長 後藤米治（以下「甲」という。）と、建設省中部地方建設局長 山口一弘（以下「乙」という。）は、愛知県知事 鈴木礼治（以下「立会人」という。）の立会いのもと、次の事項について協定を締結する。

第1条 甲及び乙は、調査を実施するにあたり、相互にその基本的立場を尊重し、誠意と責任を持って対応するものとする。

第2条 乙が実施する調査の内容は次のとおりとする。

- (1) 技術関係調査
- (2) 環境関係調査
- (3) 生活再建関係調査

第3条 調査は、別途甲と中部地方建設局設楽ダム調査事務所長が愛知県豊川水系対策局長の立会いのもとに締結する細目協定書に基づき実施するものとする。

2 乙は、前項の細目協定書の内容の実施にあたって必要となる地元協議については、話し合いを基本とするものとする。

第4条 本協定書に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、その都度甲、乙が誠意を持って協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び立会人が署名押印のうえそれぞれが1通を保有するものとする。

平成4年10月27日

甲 愛知県北設楽郡設楽町
町長 後藤 米治 印
乙 建設省中部地方整備局
局長 山口 一弘 印
立会人 愛知県
知事 鈴木 礼治 印

註）赤字：読み替え箇所（「実施計画調査」「建設事業」）

資料 B 設楽ダム建設事業に係る現地立ち入り調査に関する細目協定書

平成4年10月27日付で締結された「設楽ダム建設事業に係る現地立ち入り調査に関する協定書」第3条第1項に基づき現地立ち入り調査（以下「調査」という。）の実施について、愛知県北設楽郡設楽町長 後藤米治（以下「甲」という。）と建設省中部地方建設局設楽ダム調査事務所長 高橋洋一（以下「乙」という。）は、愛知県豊川水系対策本部事務局長 白井伸洋（以下「立会人」という。）の立会いのもと、平成4年10月27日付けで締結された「設楽ダム建設事業に係る現地立ち入り調査に関する細目協定書」の一部を下記のとおり変更する。

第1条 乙が実施する調査の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 技術関係調査
ダムサイト、貯水池、原石山、土捨場、道路等に係る測量及び地質調査等
- (2) 環境関係調査
水質、動植物等に係る環境に関する調査等
- (3) 生活再建関係調査
水没関係者等の生活再建を円滑にするための調査等

第2条 乙が行う調査の協議は、甲を通じて行うものとする。

第3条 乙は、調査を行う場合、事前に調査の内容を甲及び関係者に説明し、了解を得るものとする。

また、調査が完了した時点において、調査結果の内容を甲及び関係者に説明するものとする。

第4条 乙は、調査を実施するにあたり、土地の境界及び伐採を要する立竹木の確認が必要となった場合は、所有者又はその関係人（以

下「所有者等」という。）による立合のもとにこれを定めるものとする。

第5条 乙は、調査のための立竹木の伐採等に伴う損失については、甲及び所有者等と協議し、これを補償するものとする。

第6条 乙は、調査立ち入りに伴い、農作物・立毛等の踏み荒しによる損失が生じた場合、甲及び所有者等と協議し、これを補償するものとする。

第7条 乙が、調査に際し、所有者等に立合いを要請したときは、立合者に謝金を支払うものとする。

第8条 乙は、調査期間中に所有者等から異議の申し出があった場合、当該調査を一時中止し、甲及び所有者等と協議のうえ円満な解決を図るものとする。

第9条 乙は、調査の実施にあたっては話し合いを原則とし、みだりに法的手段によらないものとする。

第10条 本細目協定書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度立会人の立会いのもとに甲、乙協議して定めるものとする。

本細目協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人が記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成14年3月27日

甲 愛知県北設楽郡設楽町長 後藤 米治 印
乙 建設省中部地方建設局
設楽ダム調査事務所長 高橋 洋一 印
立会人 愛知県豊川水系対策局長 白井 伸洋 印